

生駒市水道事業管理規程第5号

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

令和4年9月29日

生駒市水道事業管理者職務代理者

生駒市上下水道部長 岸田 靖司

生駒市企業職員就業規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員就業規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の12の項中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。